

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための休業者、離職者等の
生活の支援に関する特別措置法案 概要
(略称：新型コロナウイルス休業者・失業者支援法)

第一 趣旨

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業、離職等を余儀なくされたことで収入が減少した者等の生活を支援するため、以下のような特別の措置を講ずるもの

休業者支援

第二 労働者生活支援給付金の支給

- 支給対象：賃金が2割以上減少した全ての労働者
※休業の有無（休業手当の支給の有無）や企業規模の大小を問わず、パート・アルバイト（学生・留学生バイト等）や常用型・登録型派遣労働者等を含めた全ての労働者が対象
- 支給額：減少前賃金の80%まで（減少前賃金が一定額以下の者は100%まで）との差額
※ただし、減少後の賃金と給付金の額の合計が33万円を超えないこととする
- 支給期間：本年2月から政令で定める月まで
※「政令で定める月」として9月を想定しているが、新型コロナウイルスの影響を考慮して柔軟に変更可（以下についても同じ）

失業者支援

第三 雇用保険法の特例

雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）につき以下のような特例を設ける

- ① 基本手当の額の基礎となる賃金日額の算定期間（原則直近6か月）から、新型コロナウイルス感染症等の影響により賃金が著しく減少した期間を除外
- ② 基本手当の給付額の支給割合を20%引き上げ（賃金日額の50%～80%相当を、70%～100%相当とする）
- ③ 基本手当の所定給付日数を一律90日間延長

第四 臨時職業訓練受講給付金の支給

- 支給対象：本年2月から政令で定める月までの職業訓練受講給付金受給者
- 支給額：職業訓練受講給付金と同額（10万円）程度

第五 生活保護法上の要保護者の生活支援のための措置

- 保護の実施機関に対し、①要保護者及び扶養義務者の資産等の状況調査その他の調査を簡素化・合理化し、②積極的に保護を行う努力義務を課す
- 国に対し、要保護者が生活保護の開始の申請をするまでの間においても、当面の生活に必要な短期の資金の融通その他の必要な支援を行う義務を課す

◎その他

- 公布の日から施行する（施行期日から2年以内に廃止するものとする）
- 国に対し、本法に基づく労働者生活支援給付金の支給等の措置を実施するに当たっては、これらの措置が新型コロナウイルス感染症等の影響を緩和するための特別の措置であることを踏まえ、休業手当の支払の状況、雇用保険法の雇用安定事業の実施の状況等を勘案して、国民の勤労意欲の増進を阻害することがないように適切な配慮をする義務を課す
- 事業主に対し、本法に基づく措置への協力、労働法令の遵守及び労働者の雇用継続に配慮する努力義務を課す
- 被用者と類似の働き方をする個人事業者の生活を支援するための新たな給付金制度の創設についての検討条項を置く
- 休業手当を支払った事業主に対する金融上の支援、税制上の優遇措置等についての検討条項を置く